

白糠町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用を通じ、町民の住み替えによる住宅環境の改善、他の市町村からの移住・定住によるまちの活性化を図るため、空き家及び利用希望者等の情報登録制度について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内の専用住宅、共同住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あるものに限る。）をいう。ただし、次にあげる住宅を除く。
 - ア 売買又は賃貸借することが適さない住宅
 - イ 主として不動産業を営む者が所有する住宅
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の当該空き家の売買、賃貸借等を行う正当な権利を有し、当該空き家の売買、賃貸借等を行うことができるものをいう。
- (3) 利用希望者 町内の住み替え、定住等を目的として、空き家の購入又は賃借等を希望する者。
- (4) 空き家バンク この要綱の規定に基づき、空き家の売買、賃貸借等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を利用する希望者に紹介する制度をいう。
- (5) 定住促進委員会 住宅の紹介・斡旋・空き宅地・空き店舗の紹介・斡旋、更には、相続や登記、リフォームなど住宅に関する「よろず相談」を行うことを目的として、商工会内に定住促進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会では、空き家バンク登録に必要な宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）の選定を行います。
- (6) 空き家バンク台帳 この要綱の規定に基づき申請された空き家に関する情報を登録した台帳で、管理にあたっては、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。
- (7) 空き家バンク利用者台帳 この要綱の規定に基づき申請された空き家の利用希望に関する情報を登録した台帳で、管理にあたっては、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、適正に管理しなければならない。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンク台帳に空き家等に関する登録を希望する所有者等は白糠町空き家バンク台帳登録申込書兼誓約書（様式第1号）及び白糠町空き家バンク台帳物件登録書（様式第2号）に必要書類を添えて、白糠商工会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。但し、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に該当するもの及び反社会的勢力に関与するものは登録申込みすることが出来ない。

- 2 会長は前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し適切であると認められるときは、空き家バンク台帳に登録しなければならない。
- 3 会長は前項の規定により登録したときは、白糠町空き家バンク台帳登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に登録を通知するものとする。
- 4 第2項の規定による空き家バンク台帳への登録期間は、登録日から起算して2年間（以下「登録期間」という。）とする。ただし、再び登録することを妨げない。
- 5 会長は第2項に規定する内容等の確認に当たり、必要に応じて空き家等の現地確認を行うものとする。

（空き家台帳登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定により空き家バンク台帳への登録の通知を受けた者（以下「空き家台帳登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、白糠町空き家バンク台帳登録事項変更届出書兼誓約書（様式第4号）を会長に提出しなければならない

（空き家台帳の登録取り消し）

第6条 会長は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第4条第2項の規定により空き家バンク台帳に登録した情報を抹消するとともに、白糠町空き家バンク台帳登録取消通知書（様式第5号）により当該空き家バンク台帳登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク台帳に登録した空き家の売買又は賃貸借等の契約が成立した旨報告があったとき。（様式第6号）
- (2) 登録期間を経過したとき。
- (3) 空き家バンク台帳登録者から白糠町空き家バンク台帳登録取消申請書（様式第7号）の提出があったとき。
- (4) 虚偽又は不正の手段により、空き家バンク台帳への登録を行ったと認められるとき。
- (5) 所有者等が空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他 空き家バンク台帳に登録されていることが不相当と認められるとき。

（利用者登録）

第7条 空き家バンク利用者台帳（以下「利用者登録台帳」という。）に希望物件に関する情報を受けようとする利用希望者は、白糠町空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。但し、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に該当するもの及び反社会的勢力に関与するものは登録申込みすることができない。

- 2 会長は前項の規定による利用希望者の登録申請があったときは、その内容等を確認し、適切であると認められたときは、利用者登録台帳に登録し白糠町空き家バンク利用者台帳登録完了通知書（様式第9号）により当該申込者に登録の通知をするものとする。
- 3 前項の規定による空き家バンク利用希望登録者の登録期間は、空き家バンク利用者台帳への登録の日から起算して2年間（以下「利用登録期間」という。）とする。ただし、再び登録することを妨げない。

(利用者台帳の登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「空き家バンク利用希望登録者」という）は、当該登録事項に変更があったときは白糠町空き家バンク利用者台帳登録事項変更届書（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

(利用者台帳の取消し)

第9条 会長は、空き家バンク利用希望者が次号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定により利用者登録台帳に登録した情報を抹消するとともに、白糠町空き家バンク利用者台帳登録取消通知書（様式第11号）により、当該空き家バンク利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用希望登録者が空き家の売買又は賃借等の契約を締結したとき。
- (2) 空き家バンク利用希望登録者から白糠町空き家バンク利用者台帳登録取消申請書（様式第12号）の提出があったとき。
- (3) 利用登録期間が経過したとき。
- (4) 空き家バンク利用希望登録者が空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (5) 虚偽又は不正の手段により、空き家バンク利用者台帳への登録を行ったと認められたとき。
- (6) その他会長が空き家バンクの利用者として適当でないと認めたとき。

(情報の提供等)

第10条 会長は、必要に応じて、空き家バンク台帳の情報（個人情報を除く。）を公式ウェブサイト等へ掲載するとともに、空き家バンク利用希望者に対して提供するものとする。

2 宅建業者は契約が成立した場合は、速やかに会長に報告しなければならない。（様式13号）

(空き家バンク台帳登録者と空き家バンク利用希望登録者との交渉)

第11条 空き家バンク台帳登録者と空き家バンク利用希望登録者との間における空き家バンク台帳登録物件に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約（次項において「契約等」という。）については、当事者間又は宅建業者でこれを行うものとし、会長は直接関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間又は宅建業者で解決するものとする。

第12条 空き家バンク台帳登録者及び空き家バンク利用希望者並びに宅建業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクから知り得る個人情報（第6条及び第9条の規定により登録を抹消された個人情報を含む。以下同じ）を他にもらし、又は利益を得る行為での利用若しくはこの要綱に定める目的以外の目的のための取得、作成及び利用をしないこと。
- (2) 空き家やバンクから知り得る個人情報を会長の承諾なくして複写し、又は複製しな

いこと。

(3) 空き家バンクから知り得る個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 空き家バンクから知り得た個人情報を保有する必要がなくなった時は、すみやかに破棄すること。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2017年7月4日から施行する。